

フェアフィールド・バイ・マリオット 道の駅ホテル 宿泊約款

第1条 [適用範囲]

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令等（法令又は法令に基づくものをいいます。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲での特約に応じたときは前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 [定義]

1. 当ホテル フェアフィールド・バイ・マリオット 道の駅ホテルを指します。
2. 宿泊客 実際に当ホテルに宿泊する者をいいます。
3. 宿泊客代表 複数の宿泊客が当ホテルへの宿泊の申込みを行う場合に複数の宿泊客を代表して当ホテルに対して宿泊の申し込みをした者をいいます。
4. 施設利用客 宿泊を伴わずに当ホテルの施設を利用する者をいいます。

第3条 [宿泊契約の申し込み]

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊客名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊代金（原則として別表第1の基本宿泊料とします。）の支払時期及び方法
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第4条 [宿泊契約の成立等]

1. 宿泊契約は当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに宿泊客との間で成立するものとします。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当します。但し、第 7 条及び第 17 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 5 条 [申込金を要しないこととする特約]

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない特約とすることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合、前項の特約を設けたものとして取り扱います。

第 5 条の 2 [施設における感染防止対策への協力の求め]

当ホテルは、宿泊客及び施設利用客に対し、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

第 6 条 [宿泊契約締結及び施設利用の拒否]

1. 当ホテルは、次に挙げる場合において、宿泊契約の締結及び施設利用に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者又は施設利用しようとする者が宿泊若しくは施設利用に関し、法令等（当ホテルが別途定める利用規則を含みます。）の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為を行い、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者又は施設利用しようとする者が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの

(5) 宿泊しようとする者又は施設利用しようとする者が、次のイからロのいずれかに該当すると認められるとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

イ. 他の宿泊客又は施設利用客に著しい迷惑を及ぼす言動を行い又はそのおそれのあるとき

ロ. 泥酔等により他の宿泊客又は施設利用客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき

ハ. 宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力的要求行為が行われ、又は脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ったと認められるとき。あるいは、宿泊及び施設利用に関し、合理的範囲を超える負担を要求したとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」といいます。）第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除きます。）。

ニ. 当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスや施設利用客に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。

(6) 宿泊しようとする者又は施設利用しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」といいます。）に該当するとき若しくはそのおそれが認められるとき。

(7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊又は施設利用させることができないとき。

(8) 旅館業法第 5 条第 3 号「その他都道府県が条例で定める事由」に基づき当該各都道府県が制定する「旅館業法施行条例」の規定する宿泊拒否事由に該当するとき。

2. 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第 7 条 [宿泊客の契約解除権]

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは宿泊客が宿泊を行う前に宿泊契約の全部又は一部を解除した場合には、別表第 2 に定める違約金を請求することができます。

3. 宿泊客が宿泊日当日の到着予定時刻を 2 時間経過しても何ら連絡なく到着しない場合には、その宿泊契約は、宿泊客により解除されたものとみなして処理することがあります。

第 8 条 [当ホテルの契約解除権]

1. 当ホテルは、次に挙げる場合においては、なんらの催告なくして宿泊契約を解除し、施設利用を拒むことがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又はそれらの行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客又は施設利用客が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体

ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客又は施設利用客が、次のイからこのいずれかに該当すると認められるとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

イ. 他の宿泊客又は施設利用客に著しい迷惑を及ぼす言動を行い又はそのおそれのあるとき

ロ. 泥酔等により他の宿泊客又は施設利用客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき

ハ. 宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力的要求行為が行われ、又は脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ったと認められるとき。あるいは、宿泊及び施設利用に関し、合理的範囲を超える負担を要求したとき（宿泊しようとする者が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除きます。）。

ニ. 当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスや施設利用客に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(4) 宿泊客又は施設利用客が特定感染症の患者等に該当するとき又はそれに準ずる疾病等に罹患している場合若しくはそのおそれが認められるとき。

(5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊又は施設利用させることができないとき。

(6) 旅館業法第5条第3号「その他都道府県が条例で定める事由」に基づき当該各都道府県が制定する「旅館業法施行条例」の規定する宿泊拒否事由に該当するとき。

(7) 宿泊客又は施設利用客が、消防用設備等に対するいたずら、施設への損壊行為、他の宿泊客又は施設利用客の利用を阻害する行為、その他当ホテルが別途定める利用規則の禁止事項にあたる行為をしたとき。

2. 当ホテルが前項（ただし、第(4)号及び第(5)号の場合は除きます。）の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、当ホテルは、宿泊客に対し、宿泊契約に基づく宿泊料を請求することができます。

3. 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが第1項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めすることができます。

第9条 [宿泊の登録]

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所、電話番号及び職業
 - (2) 外国人にあたっては国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
 3. 外国人にあたっては、本人確認のため旅券のコピーを取らせていただきます。
 4. 宿泊客が本条第 1 項ないし第 3 項に定める宿泊登録を行わない場合若しくは虚偽の登録を行った場合には、当ホテルは、宿泊契約を解除することができます。その場合には、前条第 3 項の規定を適用します。

第 10 条 [客室の使用時間]

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日午前 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる事があります。この場合には次に挙げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 午前 11 時から正午までは 2,000 円
 - (2) 正午以降 18 時までは、別表第 1 に定める基本宿泊料の半額
 - (3) 18 時以降は、別表第 1 に定める基本宿泊料の全額

第 11 条 [利用規則の遵守等]

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。
2. 火災等災害発生時もしくは保安上緊急に必要と認められるときは、当ホテルは、宿泊客の承諾なく客室に立ち入ることができます。
3. 当ホテルの全客室は定員 2 名です。

第 12 条 [料金の支払い]

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、当ホテルが事前に認めたクレジットカード等により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
4. 宿泊客代表は、宿泊客らが宿泊料金等の支払いをしない場合には、宿泊客ら全員の宿泊料金等の支払いをしなければなりません。

第 13 条 [当ホテルの責任]

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条 [契約した客室の提供ができないときの取り扱い]

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設があっ旋できないときは、別表第 2 に基づく違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は宿泊客に対する一切の損害賠償に充当されます。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条 [宿泊客の手荷物又は携帯品の保管]

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って善良なる管理者の注意義務を尽くして保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
2. 当ホテルでは、フロントにおいて貴重品はお預かりいたしません。また、宿泊客が客室をご利用中の、客室内での手荷物等の紛失、滅失又は盗難については、当ホテルは、責任を負いません。
3. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品（以下「忘れ物」といいます。）が当ホテルに置き忘れられていた場合は、所有者及びその連絡先が判明した場合に限り所有者に連絡し、当ホテルが設定した保管期間内に忘れ物を引取るよう求めることとします。なお、当該保管期間内は、当ホテルは、自己の物と同等の注意義務を尽くして忘れ物を保管します。また、所有者が判明しない場合又は保管期間内に所有者が引き取らない場合には、当ホテルは、忘れ物を任意に廃棄又は処分するか、最寄りの警察署に届け出ます。
4. 第 1 項又は前項により当ホテルが保管している宿泊客の手荷物又は忘れ物が滅失、盗難又は紛失等した場合には、当ホテルは、当ホテルの故意又は過失が認められる場合に限り、10 万円を限度としてその損害を賠償します。

第 16 条 [駐車 の 責任]

1. 宿泊客又は施設利用客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。
2. 当ホテルは、当ホテルの駐車場に駐車中の車両の損傷、駐車場内での事故につき、一切の責任を負いません。

第 17 条 [宿泊客・施設利用客の責任]

宿泊客又は施設利用客の故意又は過失による行為により、当ホテルに損害が発生したときは、当該宿泊客又は当該施設利用客は、当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 18 条 [喫煙について]

当ホテルは館内全面禁煙であり、宿泊客及び施設利用客は、紙巻きたばこ、電子たばこ若しくは加熱式たばこ等の種類を問わず、当ホテルが指定する館外の喫煙場所でのみ喫煙することができます。宿泊客又は施設利用客が、客室内その他館内で喫煙した場合、当ホテルは当該喫煙した宿泊客又は施設利用客に対し、クリーニング費用として金 20,000 円（税別）を請求するとともに、別途前条に基づく損害の賠償を請求いたします。

第 19 条 [個人情報 の 取扱い]

1. 宿泊契約に伴い宿泊客から開示いただきました個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき管理いたします。
2. 宿泊客の個人情報は、当ホテル並びに関連ホテル等の情報をご案内する際、使用する場合があります。
3. 当ホテルにおける個人情報の取扱いは、別途定めるプライバシーポリシーに従います。

第 20 条 [管轄裁判所]

当ホテルと宿泊客又は施設利用客との紛争は、日本法に従い、東京地方裁判所を第 1 審の管轄裁判所とします。

第 21 条 [支配する国語]

本約款は日本語と英語で作成されますが、約款の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本語を優先するものとします。

第 22 条[改定等]

本約款は、当ホテルの定めるところにより改定されることがあります。なお、改定を実施した際は、速やかにホームページ等で開示の上、周知いたします。

別表第 1

宿泊料金などの内訳（第 3 条第 1 項第 3 号及び第 12 条関係）

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1) 基本宿泊料 [室料又は室料+朝食等の飲食料] (2) サービス料 [(1) X 10%]
	追加料金	(3) 追加朝食等の飲食料 [(1)に含まれるものを除く] (4) サービス料 [(3)X10%]
	税金	(5) 消費税 (6) 宿泊税

別表第 2

違約金（第 7 条第 2 項参照）

ご予約のお取り消し日	個人	団体
	1 日 9 部屋以下もしくは 14 名以下	1 日 10 部屋以上もしくは 15 名以上
不泊	100%	100%
当日	100%	100%
前日	100% (18 時以降)	契約書に基づく
3 日前	—	契約書に基づく
7 日前	—	契約書に基づく
20 日前	—	契約書に基づく

* 値は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

* 連続した数日間のご予約のうち一部の取り消しをした場合には、取消日数にかかわらず 1 日分の不泊違約金を収受します。

* 当ホテルが定める特定日に関しましては、上記以外に別途お取消料が発生することもございます。